

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人三上英雄、同渡辺一男の上告理由は本判決末尾添付の別紙記載のとおりである。

右上告理由二、について。

第三者に対抗することのできる土地賃借権においては、賃借権にもとづいて直接第三者に対し妨害の排除を求め得ること、既に当裁判所の判例（昭和二七年（オ）八八三号同二八年一二月一八日第二小法廷判決、昭和二七年（オ）三〇六号同二九年六月一七日第一小法廷判決、昭和二七年（オ）一二九一号同三〇年四月五日第三小法廷判決）とするところであつて、論旨引用の大審院判例はこの限度において改められたものといわなければならない。されば、原判決には所論のような判例違反はない。

その他の各論旨について。

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二十五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	島			保
裁判官	小	林	俊	三

裁判官 本 村 善太郎
裁判官 垂 水 克己